（特定有価証券の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任）

第三十四条　令第三十九条第二項各号及び第五項各号の権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

２　令第四十四条の三第一項に規定する権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（公開買付けの開示に関する権限の関東財務局長への委任） **第二十六条**　令第四十条第一項各号に掲げる権限（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。）に係る令第四十条第一項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 ２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二十二第一項及び第三項の規定による権限に係る令第四十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［条を加える。］

（保険業法施行規則の一部改正）

第十三条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［略］ ２　法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項（非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例）に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ［二・三　略］ ［３～７　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［同上］ ２　 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ［二・三　同上］ ［３～７　同上］

（特定有価証券の発行者に対する重要情報の公表に係る関東財務局長の権限）

第三十四条　令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券、内国信託社債券、特定有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券又は信託社債券を受託有価証券とするものに限る。）及び特定預託証券（外国投資証券又は外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。